

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（案）は、「新たな差別を生むことがないように」との参議院法務委員会の附帯決議に反し、不公正な行政や偏向した教育などの継続となり部落問題を固定化する。しかも部落差別解消への県民及び事業者等の自由な意見表明を委縮させ、開かれた言論環境を阻害する。よって時代に逆行し部落問題解決を困難にする条例に反対する。

福岡県議会議員 各位

2019年2月 日

1 県条例（改正）反対の理由要旨

- ① 県条例案は、国の「部落差別解消法」の附帯決議に反し、「新たな差別を生むことのないよう留意」に反している。
- ② 県条例の第8条に「同和地区」の「存在」をわざわざ明記しているが、国は2002年3月末の特別対策終結にあたって「同和地区・同和関係者の限定は実務上困難」との考えや大臣談話を表明している。これまでの同和行政の成果を否定するものである。
- ③ 県条例案の第10条は「差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない」と「県民の責務」を「おそれ」で強制し、人権問題での県民の自由な表現及び司法権を侵害している。
- ④ 県条例案の第15条に「規則への委任」を設け、法務局の人権侵犯処理に委ねることなく、一部運動団体いいに県単独事業の施行を規則で定めるとしており、行政権力の肥大化や「同和事業の永続化」を招く。
- ⑤ 県は「インターネット上の差別落書き」を理由に県条例の制定を求めているが、密室での抽象的ないたずら書きが多く個別具体的な実害を伴う人権侵害がない以上、条例化して言論表現を規制すべきではない。有害違法な情報は刑法で対応すべきである。

以上の要旨から県条例案の制定に強く反対するものである。